

P l a n	施策の方向性 (計画書p.37)	・ 複合化、複雑化している相談に対応するためには、地域の障がい者の支援体制で課題となっていることについて情報共有、連携の緊密化を図り、地域の支援体制の充実を図ることが必要。 ・ 相談員の質の向上を図るため、相談支援事業者の人材育成が求められる。										
	第4次計画 での取組項目 (計画書p.37 ～38)	① 小牧市障がい者基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援の強化 ② 指定特定相談支援事業所の体制整備（相談支援専門員の増加とセルフプラン率の適正化） ③ 基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員等の質の向上を目指して研修会を開催し、相談支援事業者の人材育成を促進するなど、相談支援体制の充実を図ります。 ④ 市内6か所の（市委託）相談支援事業所において一般相談をおこないます。 ⑤ 対象者、リスクの内容の枠を超えた、包括的・重層的な相談体制の構築（重層的支援体制整備事業）										
D o 成 果	成果	指標（計画書p. 39）		基準値		方 向 性	実績値					
					R6		R7	R8	R9	R10	R11	
		❶相談員などによるサービス利用計画の作成割合		R4	56.4%	↑	50.3%	49.2%				
		❷市内相談支援事業所における相談支援専門員の人数		R4	25人	↑	20人	24人				
C h e c k	課題	指標以外の主な取組内容 ① 基幹相談支援センターが巡回訪問を行っている。（6カ所計15回） 初任者研修受講者4名と、現任研修の受講者1名へのフォローアップ研修を実施した。 基幹相談支援センター進捗会議を年3回実施している。 ② 相談支援専門員の魅力発信につながる取組として、尾張北部圏域地域アドバイザー田代氏による講話を実施した。 6月13日に実施し20名の参加があった。 社会福祉協議会といわざき授産所が協定を結び、機能強化型体制加算を取得している。										
		❶ 市内指定相談支援事業所は、兼務等の理由から追加の利用者を受け入れられる状況にはないことが判明した。 ❷ R6の実績値については事業所を辞めた相談支援専門員がいたことから、基準値を下回った。R7の実績値については、R6年度中に初任者研修を受講した相談支援専門員がいたことから増加した。 相談支援専門員の役割や魅力を広く周知する取組を実施した。										
A c t	今後の取組	❶ 望まないセルフプランを減らすため、障がい福祉課よりアンケートの実施を予定している。 「計画相談支援」が必要な利用者等の目安について、相談支援事業所連絡会で検討を行う。 基幹相談支援センターが巡回相談を行う際に、各相談支援専門員がより多くの計画相談を受け入れられるように働きかけていく。 ❷ R7年度の取組は即座に結果には結びつかなかったが、相談支援専門員の役割や魅力を広く周知する取組を引き続き行っていく。										

※ 望まないセルフプランとは
本人や家族が本意ではないが、やむを得ずセルフプランを選んでいるケース

P l a n	施策の方向性 (計画書p.42)	・ 更なる発達支援の場の充実 ・ インクルーシブな保育・教育の充実 ・ 障がいの重度化・多様化への対応、医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築 ・ ライフステージごとに切れ目のない支援の実施、相談支援体制の充実と関係機関の連携の強化
	第4次計画 での取組項目 (計画書p.42～43)	(1) 障がい児相談・発達支援の充実 ① 障がいのある児童の心身の状況や環境、児童・保護者の意向などを踏まえて適切なサービスが利用できるよう障がい児相談支援の充実を図ります。 ② あさひ学園は「発達支援」「家族支援」「相談支援」をおこないます。さらに、あさひ学園と児童発達支援センターが協力し、地域の障がい児支援の体制強化を図ります。 ③ 居宅訪問型児童発達支援や、保育所等訪問支援については、実施体制の充実を図ります。 ④ 保護者に「はじめのいっぽ」（情報冊子）を配布し、子育て支援、教育、相談等のサービス、医療機関等の情報を提供します。 ⑤ ライフステージごとに切れ目のない支援ができるように、「成長記録」の活用を啓発し、関係機関との連携が図れるように努めます。
		(2) 医療的ケア児等の支援 ① 医療機関、行政機関、保育・教育機関、福祉サービス事業所等が連携し、医療的ケア児等の支援体制の強化を促進します。 ② 基幹相談支援センターに配置した医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児等に関する情報を集約し、必要な関係機関と連携し、医療的ケア児とその家族を支える支援体制の構築に取り組みます。また、医療的ケア児とその保護者の当事者間のつながりを推進します。 ③ 保健・医療・福祉・教育・保育などの関係機関に医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者を配置します。 ④ 医療的ケア児等ネットワーク部会において、医療的ケア児等の支援体制構築のための課題・取組等について検討します。 ⑤ 医療的ケアを実施できる人材の確保、医療的ケア児等を受入れる事業所の確保に努めます。 ⑥ 医療的ケア児等とその保護者に対し、継続的な情報提供をおこなっていきます。

C h e c k	課 題	❶ あさひ学園の相談件数については、増加傾向である。 ❷ 施策の方向性に掲げられている「障がいの重度化・多様化への対応、医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築」を実現するためには、限られた養成研修受講者数で施策を進める必要がある。 (1) セルフプランが多い中、事業所間連携が進んでいない。 5歳児健診の導入により発達特性の早期発見が進んだ一方で、児童精神科や発達外来の予約待ちが数ヶ月発生している。 (2) 医療的ケア児の保育園の就園希望が増える中で、看護師不足のため受け入れ体制が整っていない。
A c t	今 後 の 取 組	❶ 実績値が基準値を上回っているため現在の取組を継続していく。 ❷ 医療的ケア児等コーディネータ養成研修とは別の方法での研修実施など、総合的な支援体制を構築する手法を検討する。 (1) 「成長記録」「こまきつながるくん」などの情報共有ツールを広く用いることで連携を図る。 「保育所等訪問支援」「事業所間連携」を通じて事業所における情報共有を図る。 (2) 医療的ケア児の受入れができている保育園の状況を、医療的ケア児等ネットワーク部会で共有することで他の保育園での受入れに向けての参考とする。

権利を守ります

作成日

令和8年7月27日

Plan	施策の方向性 (計画書p. 45)		福祉教育の推進やあらゆる機会を活用して、障がいの特性や障がいのある人についての正しい理解を促進する。 障がいを理由とした差別の解消、合理的配慮の提供、障がいのある人の権利擁護に努める。										
	取組項目		(1) 権利擁護支援の推進			(2) 障がいに関する理解の促進			(3) 差別解消の推進			(4) 虐待の防止	
Do	成果	指標	基準値	方向性	実績値								
					R6	R7	R8	R9	R10	R11			
		①尾張北部権利擁護支援センターへの障がい者の権利擁護に関する相談人数	R4 85 人	↑	91 人	89 人							
		②市民後見人候補者名簿登録人数	R4 ー 件	↑	15 人	15 人							
		③ヘルプマークを知っている市民の割合	R3 64.3 %	↑	76.5 %	81.1 %							
		④障がいに関する研修会への参加者数	R4 159 人	↑	411 人	294 人							
		⑤障がいを理由に差別を受けたり嫌な思いをした経験がある障がい者（児）の割合	R4 18.1 %	↓	-	-							
		指標以外の主な取組内容 (2) 「社協だより」に障害者週間の記事を令和7年12月に掲載。 (3) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に沿って、新規採用職員（42名）と新任監督者（新任課長10名）に対し、障害者差別解消法に関する研修を実施した。（新規採用職員：6月11日）（新任監督者：11月7日～11月28日） (4) 尾張北部権利擁護支援センターによる「障害者虐待防止研修会」の開催周知を行った。											
Check	課題	① 尾張北部権利擁護支援センターへの障がい者の権利擁護に関する相談人数は、実績値が基準値を上回っている。 ② 令和5年度から市民後見人養成研修を開始した。研修期間が2か年を1期とすることからR6に市民後見人候補者名簿に15人登録された。第2期の市民後見人養成研修を実施中のため、R8実績値は増加が見込まれる。 ③ ヘルプマークを知っている市民の割合は、R6もR7も実績値が基準値を上回っている。 ④ 障がいに関する研修会への参加者数は、R6もR7も実績値が基準値を上回っている。 令和7年度は従来の集合研修に加えて、YouTubeでの動画配信を行った研修がある。集合研修ではなくYouTubeでの研修を選んだ場合には人数に含まれないため、実績値も減少していると考えられる。 ⑤ 障がいを理由に差別を受けたり嫌な思いをした経験がある障がい者（児）の基準値は、小牧市障がい者計画の策定時（6年ごと）に実施するアンケート項目を基準値としているため、次回の小牧市障がい者計画策定時（R10年）に算出予定である。 (3) 事業者等による差別的取り扱いや合理的配慮の不提供等の相談件数は少ないが、周知ができているのか不明な点がある。 相談件数が少ないということは、声を拾うことができていない可能性がある。 (4) 施設従事者虐待が増加している主な要因として、施設従事者の知識、意識の不足、慢性的な人手不足と多忙さ、職員のストレスと感情コントロールの限界、組織風土と管理体制の不備などが考えられる。											

A c t	今 後 の 取 組	❶ 実績値が基準値を上回っているため現在の取組を継続していく。 ❷ R8実績値は上昇する見込みのため現在の取組を継続していく。 市民後見人が活躍できる場の検討を進めていく。 ❸ 実績値が基準値を上回っているため現在の取組を継続していく。 ❹ 実績値が基準値を上回っているため現在の取組を継続していく。 ❺ 実績値の算出ができないため、前回の調査時において割合の高かった精神障がいのある人や障がい児の相談内容について把握していく。 (3) 市のホームページなどに、差別的取り扱いや合理的配慮の不提供等を受けた際の相談窓口情報を掲載する。 (4) 各事業所へ研修等を活用した職員教育の取り組みを進めるよう周知啓発し、障がい者虐待の未然防止、早期発見に努める。
-------------	-----------------------	--

作成日 令和8年7月27日

Plan	施策の方向性 (計画書p. 49)		相談支援体制の充実とともに、複合化・複雑化している問題に、多機関多職種が協働して取り組む。 当事者・サービス事業者・関係機関等が課題を共有し、重層的・継続的な支援体制を整備する。									
	取組項目		(1) 相談支援体制の充実		(2) 相談員の質の向上		(3) 相談先の周知		(4) 自立支援協議会の充実			
Do	成果	指標			基準値	方向性	実績値					
							R6	R7	R8	R9	R10	R11
		①障害者相談支援事業の相談件数			R4 16,337 件	↑	15,642 件	18,428 件				
		指標以外の主な取組内容 (2) 相談支援事業所連絡会を年4回実施した。(5月13日、8月12日、11月11日、2月10日) 事例検討会に11名が参加した。										
Check	課題	① 障害者相談支援事業の相談件数は、R6は基準値を下回っていたが、R7は実績値が基準値を上回っている。 (1) 外国籍の方が増加しており、日本語がわからないことなどから福祉サービスの申請にあたり困難さがある。										
Act	今後の取組	① 実績値が基準値を上回っているため、現在の取組を継続していく。 (1) 障がい福祉課において外国籍の方向けに、外国語での障がい福祉サービス申請書類の記入例を作成していく。 主任相談支援専門員連絡会において地域課題について話し合いを行い、相談支援事業所連絡会などへ提案を行っていく。										

就労を支援します

作成日

令和8年7月27日

P l a n	施策の方向性 (計画書p. 54)		令和6年度以降、障害者雇用率が引き上げられることから、一層の一般就労を促進する。 障がいについての職場の理解促進、環境の整備が必要。 障害福祉サービスを利用して働く方が経済的に自立するために、工賃の更なる向上が必要。 障がいのある人の一般就労の機会の拡大や、職場への定着を図る。								
	取組項目	(1) 事業所の理解促進 (2) 障がい者雇用の推進 (3) 就労施設への支援									
D o c u m e n t	成果	指標	基準値	方 向 性	実績値						
					R6	R7	R8	R9	R10	R11	
		① 障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設等からの物品等調達実績	R4 1, 996. 7 万円	↑	1864. 1 万円	2216. 4 万円	万円	万円	万円	万円	
		② 障がい者就労施設等からの一般就労への移行者数	R4 25 人	↑	28 人	33 人	人	人	人	人	
		③ ハローワーク春日井管内における企業の障害者雇用率	R4 2. 21 %	↑	2. 33 %	2. 30 %	%	%	%	%	
	指標以外の主な取組内容 (1) 障害者雇用支援月間（9月）のポスターの配布を行った。 (3) 「にじいろマルシェ」における障害者就労施設による物販の機会を設けた。（8事業所）（12月20日） 令和7年度の「障がい者が事業所で働くためのガイドブック」を作成し、市ホームページへ掲載した。										
C h e c k	課題	① 障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設等からの物品等調達実績は、R6は基準値を下回っていたが、R7は実績値が上昇し基準値を上回っている。 ② 障がい者就労施設等からの一般就労への移行者数は、R6もR7も実績値が基準値を上回っている。 ③ ハローワーク春日井管内における企業の障害者雇用率は、R6もR7も実績値が基準値を上回っている。 (1) 新制度である「就労選択支援」の理解や受け皿が不足している可能性がある。									
A c t	今後の取組	① 実績値が基準値を上回っているため、現在の取組を継続していく。 ② 実績値が基準値を上回っているため現在の取組を継続していく。 ③ 実績値が基準値を上回っているため現在の取組を継続していく。 (1) 新制度について各連絡会で情報共有を行うなど、利用者の困り事が少なくなるように取組を行う。									

地域医療を確保します

作成日 令和8年7月27日

P l a n	施策の方向性 (計画書p.61)		障がいのある人が安心して医療を受られるよう、医療施設の配慮を医療機関に働きかける。 医療費の助成をおこなう。 精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域での必要な精神保健支援は求められており、福祉・保健・医療等が協議の場を通じて、連携による支援体制の構築を目指す。							
	取組項目		(1) 医療費の助成 (2) 地域での医療の確保 (3) 難病患者への支援 (4) 精神障がい者等の地域移行							
D o	成果	指標	基準値	方向性	実績値					
					R6	R7	R8	R9	R10	R11
		① 地域移行支援の利用者数	R4 3 人	↑	5 人	4 人	人	人	人	人
C h e c k	課題	① 地域移行支援の利用者数は、R6もR7も実績値が基準値を上回っている。 地域への周知と理解促進を引き続き進めることで、実績値の向上が見込まれる。								
A c t	今後の取組	① 実績値が基準値を上回っているため現在の取組を継続していく。 地域連携推進会議の機会を捉え、地域の方々に地域移行支援への理解を深めてもらう。 社会福祉協議会が行う「出前講座」において地域移行支援についての周知を行っていく。								

